

カナダの国籍概念と選挙権

——英国臣民からカナダ人へ——

加藤 普章

一 イントロダクション

カナダや米国における多文化主義やエスニシティをめぐる議論は活発なものがあり、単なる学問的な議論にとどまらず、多くの人々が参加する激しい論争もおきている。二つの国における多文化主義の特質、そしてエスニシティをめぐる政治や運動の展開など興味深い研究事例を指摘することが可能であろう。

この論文では多文化主義やエスニシティをめぐる政治の前提となる国籍概念を取り上げ、歴史的にどのような位置付けられてきたか、検討することにした。また国籍と関連してカナダでは選挙権の付与ないしは剥奪がしばしば発生してきた。そのため、なぜ特定の集団を対象として選挙権の付与・剥奪が起こったのかについて検討してみたい。

ところでこのテーマに関して、米国に関してはすでに多くの研究成果が刊行されており、分析の対象も広がってきている。⁽¹⁾カナダではこれから述べるように、「英国臣民」という受け身の国籍概念が歴史的に設定されてきており、主体的なカナダとしての国籍概念が生まれてくるのは第二次世界大戦後である。これが英国や他のコモンウェルスの国々（オーストラリアやニュージーランド）の国籍概念にも影響を与えていくので、事実上、カナダだけではなく、コモン

ウェルスの国々とも連動していることに注目しておく必要がある。この論文を作成する際、英国における複雑な国籍概念を歴史的に考察した柄谷利恵子の研究、そしてオーストラリアの多文化主義や市民権概念を検討した飯笹佐代子の研究などから貴重な視点やデータなどを得たことを明記しておきたい。⁽²⁾

簡単に臣民について紹介しておこう。⁽³⁾ 柄谷によれば、臣民は封建的な関係から由来し、臣民は支配者の支配を受け入れながら同時に支配者の保護を受け取ることができるとされる。英国およびカナダなどのコモンウェルスの国々では、他の国々と異なり、英国臣民という概念が歴史的に長く続いたというユニークな特質を指摘する必要がある。しかし、この概念はカナダでは一九四七年、そして英国でも一九八一年に消滅し、近代的な市民権の概念に置き換えられてきた。ところでカナダの市民権の発展を論じたW・J・リンダルによれば、一九世紀には外国人の定住が多くなったため、特別な対応をとるようになったとされる。これは「デニズン」と呼ばれ、外国人にはその国の国民と同じ権利を付与しないが、一定の権利を認めるといふものである。逆に言えば、デニズンの導入は外国人の帰化の一つ手前の対応であり、その後、移民の動きが活発になることで帰化や国籍付与を体系的に検討する必要性がでてきた。

カナダにおいては、これまで国籍や市民権ということについての関心はそれほど高くなかった。あるいは国民の「権利」ということについて、米国とは異なる状態に置かれていたと言えるだろう。国籍への関心の低さは、独自のカナダ人という概念がなく、基本的にカナダ人は「カナダに在住する英国臣民」という概念で国民統合が行われ、これについては受け入れられていたと考えればよいだろう。もちろん、フランス系カナダ人は英国に征服されたという歴史的記憶（一七六〇年、モントリオールの陥落）が残っているので、英国支配や英国臣民は条件付きの受入れであることは言うまでもないだろう。

しかし、一八六七年の連邦結成以来、カナダは英国の自治領として発展し、次第に外交面でも主体性を確立するよう

なってきた。一八六七年のカナダ連邦の結成は内政面での独立とすれば、外交面での独立は一九三一年のウェストミンスター条例（憲章）による。その後、第二次世界大戦などを体験して、カナダは独自の国籍概念の必要性を認識していく。⁽⁴⁾

他方、カナダは米国のような成文憲法（英領北アメリカ法、BNA法）を一八六七年に制定したが、これは連邦制度の概略をまとめた憲法であった。そのため、国民の権利を守るための「人権規約」は憲法の中に盛り込まれていなかった。憲法原理については英国式の原理を引継ぐという形式にしたので、英領北アメリカ法にも人権規約を盛り込む必要がなかったことによる。国民の立場からすれば、自分たちの権利を守ろうとする際、英領北アメリカ法は十分な役割を果たしてこなかったと批判される所以である。連邦憲法を根拠として自分たちの権利や立場を守ろうとしても、カナダ憲法はそれに十分に対応できるものではなかったのである。人権の擁護という観点からすれば、カナダ憲法を改正して人権規約を盛り込むことが長年の課題であったが、これは一九八二年憲法の制定により、ようやく解決したのである。⁽⁵⁾ 具体的には第二次世界大戦中にカナダ生れの（帰化ではない）日系カナダ人の権利が著しく損なわれたが、英領北アメリカ法がかれらの権利を擁護できなかったのは良く知られているところである。⁽⁶⁾

ところで、最近、北米大陸における日系人研究を進めてきた高村宏子による研究が刊行された。この研究は第一次世界大戦の前後、米国とカナダの日系人、女性、そして先住民の人々の選挙権に焦点をあてて考察している。これまで体系的に議論されることがなかった三つの集団を対比しながら、興味深い議論が展開されている。⁽⁷⁾ 本論ではこの優れた先行研究を参照しながら、国籍概念の展開と選挙権という二つのテーマを取り上げ、その相互関係を検討することを目的としている。

なお近年では多文化主義、市民権、シティズンシップ、多文化主義的シティズンシップなど多面的な議論が展開され

ている。この背景にはグローバリゼーションの結果、移民や難民、そして外国人労働者などがどの国においても普遍的に見られる現象となってきた。この結果、多くの先進国は「国民とは誰か」、「マイノリティの独自の権利はどこまで許されるか」、そして「受入れ国の文化に馴染まない移民や外国人をどう受け入れるのか」といった課題に取り組むようになったためと思われる。すでに優れた先行研究も多いので、本論では触れないことにしたい。⁽⁸⁾

本論に入る前に用語の整理を簡単にしておきたい。⁽⁹⁾ まず国籍は個々の人間を国家という法的・政治的な共同体の一員であるかどうかを規定するものである。国家の一員と認定されれば国民には一定の権利や義務が生じてくることになり、複雑な関係性の中で生活していくことを余儀なくされる。ではどのように国家の一員として認定されるのであろうか。基本的には国家の領土内（あるいは主権が及ぶ区域内）において生まれれば、親の国籍とは無関係に認められる原則（出生地主義）、そして生まれた地域には関係なく親の国籍が子供にも自動的に付与されるといふ原則（血統主義）という二つの考え方が有力である。具体的には米国やカナダでは出生地主義、日本では血統主義が取られている。また外国人や移民が国籍を得る手段が「帰化」であり、国家は帰化の要件を緩めたり、また厳格にして様々にコントロールしてきた。

国家の一員として認定されると、国民とか市民と呼ばれることになる。この場合、近代民主主義国では国民に義務と同時に一定の権利が認められてきた。ここではこうした権利を「市民権」と呼ぶことにする。市民権論を検討したT・H・マージナルによれば、三つの市民権概念があると言う。つまり、最初は自由権的な権利で表現や思想の自由、そして私有財産権の保障といった権利である。第二の権利として政治的に参加し発言する自由であり、いわば参政権になる。最後には社会保障や教育を得る権利という社会的な権利である。英国においては、政治的権利（一八世紀）、市民的権利（一九世紀）、そして社会的権利（二〇世紀）と時代の要請を受けて登場していることをマージナルは強調して

いる。

本論では用語として「選挙権」を取り上げて議論している。類似の用語として「参政権」があるがこれは、国民の政治参加の権利であり、選挙権、被選挙権、請願権なども含む。女性参政権という場合には、女性が投票権の獲得に限らず、立候補する権利も視野に入れた議論も多い。しかし、ここではアジア系カナダ人の選挙権が州政府や連邦政府により付与されたり、剝奪されることを対象としているので選挙権に限定することにした。

カナダのような移民国家、そして英国の延長線上のうえに国家形成を行った連邦国家では、国籍、帰化、そして市民権（特に選挙権）の行使が流動的であり、アジア系の人々が被害を受ける主な対象となった。

二 帰化と国籍—カナダ人という概念

1 大英帝国の延長としてのカナダ

法的な「カナダ人」を考えるにあたり、実は英国のことを最初に検討しなければならない。それはカナダが旧植民地母国である英国の概念を採用していたことによる。英国の国民は「英国臣民」という概念で規定されてきたので、英領植民地のカナダでも同じ概念が採用されてきた。たとえば、仏系カナダ人の事例がある。ニュー・フランスという仏領植民地が北アメリカにも存在していたが（1608-1763）、一七六〇年、これがライバルである英国により征服された（ケベック植民地となる）。フランスへ帰国しないのでそのまま北米にとどまったフランス系の人々は英国の支配を受け入れ、一七六三年のパリ条約により、英国臣民となった。また旧一三植民地から独立革命を回避し、米国の北方に存在していた英領植民地（ケベック、ノバ・スコシアなど）へ避難した人々には英国臣民としての地位が認められた。⁽¹⁹⁾ また独立革命以後もカナダは米国からの移民を受け入れてきたが、時には制約を課したり、あるいは積極的に受け入れるなど時代

や環境の変化に対応することになった。⁽¹¹⁾

一八四一年、連合カナダが帰化に関する法律を制定することで事態は少し複雑になってきた。ごく簡単に政治史の流れを紹介しておこう。ケベック植民地は一七九一年、西部と東部に分割された。西部はおもにイギリス系の住民が多く、アッパー・カナダ（のちのオンタリオ）と呼ばれた。東側はロワー・カナダと呼ばれ、フランス系住民が多数を占め、のちのケベック州になっていく。しかし一八三〇年代末、アッパー・カナダでもロワー・カナダでも植民地支配に対する不満から反乱が起こり、英国当局は二つを再び統合して統治するように路線転換をした。この路線転換が連合カナダの発足であり、東側と西側、イギリス系とフランス系のバランスをとりつつ政治を維持するという連邦制のような枠組みがここで出現してきた。

帰化については、連合カナダの議会が移民や外国人の規則を定めた。これによりカナダで認められた英国臣民という地位は、英国でも通用することが期待されうる。しかし、カナダという出先の植民地が英国臣民の子細を決定するのは、英国からすればいささか変則的であり、また越権行為でもある。このため、一八四七年、英国議会は植民地が制定した帰化に関する法律は、その植民地内においてのみ有効する原則を規定した。これにより、カナダが規定した英国臣民はカナダ（連合カナダ）だけで通用し、これは英国本国では無効ということになった。また連合カナダ議会は一八四九年、一八四一年当時、アッパー・カナダとロワー・カナダに住んでいた外国人は英国臣民であると認定した。⁽¹²⁾

一八六七年、四つの英領植民地が集まり、カナダ連邦（コンフェデレーション）が誕生した。四つの英領植民地とは連合カナダにあったアッパー・カナダとロワー・カナダ、そして東部沿海部のノバ・スコシアとニュー・ブランズウィックである。そして新しい連邦国家の憲法として「英領北アメリカ法」（BNA法）が制定され、新国家の原則や体制が明確になった。外国人の帰化に関しては、連邦政府にある（第九一条二五項、帰化および在留外国人）とした。しか

し、移民の多くは農民であったため、移民政策と農業政策については連邦と州の共同管轄事項（第九五条）と位置づけられた。BNA法では連邦政府の排他的権限（第九一条）、州政府の排他的権限（第九二条）と規定しており、二つのレベルの政府の共同管轄というのは例外的な措置で興味深いアレンジであろう。⁽¹³⁾

BNA法の規定によれば、州政府にも「財産権および私権」（第九二条一三項）、そして「州におけるすべての地方的または私的性質の事柄」（第九二条一六項）を管轄する権限が与えられた。連邦が持つ帰化や在留外国人の権限は比較的確であるが、州政府の権限はいささか曖昧であり、のちに司法判断を迫られることになる。後に述べるホンマ事件では連邦政府が帰化を認めた日系人（帰化した英国臣民）の選挙権をはたしてBC州政府が否定できるかどうか、議論されることになった。⁽¹⁴⁾

一八六九年、連邦政府としては最初の移民法を制定した。また一九〇六年の同法の改正で、連邦政府は精神病患者や好ましくない特定の人々の入国を拒否できることになった。また一八八一年に連邦帰化法を制定したが、（帰化した元外国人にとり）帰化したその地位はカナダ国内だけで通用し、海外へ出ると意味のないものであることが、明確になった。

なお補足的に述べておくと米国では帰化については連邦政府の権限（連邦憲法、第一条八節四項）である。しかし移民の実際の受入れにあたり、一九世紀末までは移民や帰化に関して担当したのは州政府であったとされる。これは移民たちが到着するのは大西洋岸の大きな港湾のある都市であり、結果としてニュー・ヨーク州やマサチューセッツ州がその責務を事実上担うことになった。⁽¹⁵⁾

一八七〇年、イギリス本国は「帰化法」を制定した。⁽¹⁶⁾これは一八四七年法と同じ原則によっていたが、カナダにとり、自己の判断と意思で移民や外国人に「英国臣民」の認定を行って良い事を意味した。実際、連邦議会も帰化法を一八八

一年に制定し、外国人の夫が帰化すればその妻も自動的に帰化できるといふ夫中心の方法を導入した。

この当時、カナダへの移民の受入れと帰化はきわめて簡単であつたとされる。つまり、入国にあたり、健康状態に問題がなければ、そして疾病や身体的な問題がなければ入国許可がおりたという。英語や仏語の会話能力などその他の要件はあまり問われることがなかつた。そして入国後、三年間の居住要件を満たせば、国籍の取得（英国臣民）も可能であつた。カナダ政府にとって移民を可能な限り受け入れることが国益であり、パスポートやビザのような要件も厳格ではなかつたとされる。⁽¹⁷⁾ 伊豫谷登士翁によれば、パスポートやビザが整備され、人々の国際的な移動を規制するのは第一次世界大戦後という。⁽¹⁸⁾ 柳下宙子の研究によれば、日本でも幕末にもすでに旅券に該当するものが存在していたが、明治に入ると渡航先に応じて旅券が発行されたり、形態も多様であつたとされる。近代的な旅券として制度や形式が整えられるのは明治十一年とされる。なお北米への移民の流れが規制されるようになる明治四〇年代以降（二〇世紀初頭）、外務省は府県知事に対して移民申請に関する業務を担当するように指示したとされる。移民には「移民旅券」という専用のパスポートが発行されたのである。⁽¹⁹⁾

ところで移民を受け入れる州や都市の「政治的な発言力」もこれまで大きな役割を果たしてきた。たとえば一九世紀末から二〇世紀初頭におけるブリティッシュ・コロンビア州政府やバンクーバーは中国人移民・日本人移民を排斥する上で大きな影響力を果たした。たとえば一九〇七年、バンクーバーにおいて日系人街が白人デモ隊により襲撃をうけるという事件が発生した。増加する日系人への不満や恐れが爆発し、こうした暴動が起きたのである。連邦政府にとり事態の收拾を図ることが必要であり、日本政府と交渉して移民者の上限を年間四〇〇名に制限するという合意が生まれた。この合意は「ルミュー協定」と呼ばれ、日本側がカナダへ送る移民数を自主的に規制するという内容が盛り込まれていた（締結は一九〇八年）。当時、新興勢力として国際政治の舞台に登場していた日本との外交交渉をカナダ政府が行う

ことで事態の沈静化につとめたのである。⁽²⁰⁾

2 拡大する英国自治領と英国臣民の不一致

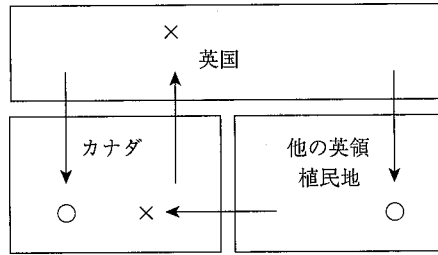
英国臣民の地理的な応用範囲が次の問題として登場してくる。つまり、英国からの移民が類似した白人主体の自治領であるカナダ・オーストラリア・ニュージーランドへ移動するだけであれば問題はない。しかし、自治領政府が持つ発言力も次第に強くなってきた。さらに自治領間の移動（例えばカナダ⇄オーストラリア）も増加することが予想された。カナダで認定された「英国臣民」はオーストラリアで同じように「英国臣民」として認定されるのであろうか。またオーストラリアで認定された英国臣民は英国へ移動し定住しても、単なる外国人として位置づけられるような事態も起きたとされる。

こうした問題を改善し、大英帝国としての統合を名実ともに強化する必要がでてきた。そこで一九一一年、帝国会議が開催され、英領植民地議会が規定した「英国臣民」はどこでも同じように取り扱われるという合意が生まれた。つまり、英国だけではなくカナダやオーストラリアなどで規定された「英国臣民」の流通可能性を高め、スタンダードなものにした。より具体的にはまず英国議会が一九一四年に「英国の国籍と外国人の地位に関する法」(The British Nationality and Status of Aliens Act)を制定した。他方、植民地の議会においてもこれに対応するような法律を定めることが期待された。一九一一年の合意では、君主の支配と服従がおよぶ地域で生まれたのであれば、英国臣民を自動的に付与するという「出生地主義」の原則が確認された。また英国とその植民地議会が規定した英国臣民はどこでも同じ取扱を受ける、ということになった。これで大英帝国の統一はさらに強化されることになった。⁽²¹⁾

カナダでは一九一四年、連邦議会が「英国の国籍と外国人の地位に関する法」を修正のうえ採択した。他の自治領政

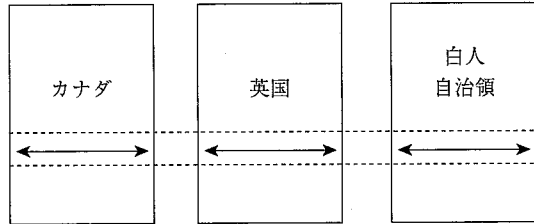
図1：カナダにおける国籍概念の歴史的展開

① 1847・1870年から1914年



* 英国臣民は同じ概念だが、それぞれの議会が規定しており相互の共通性がない（有効でない）

② 1914年から1947年（カナダ）・1948年（英国）



* 英国臣民に関してそれぞれの議会が規定するが、相互に有効なものとする

出典：筆者作成

府も必要な修正を加えて同法を制定（採択）した。柄谷によれば、オーストラリアは一九二〇年、南アフリカは一九二六年、ニュージーランドは一九二八年というように時間的に前後したがようやく英国と自治領の間での流通可能な国籍概念（*コモン・コード*と呼ぶ）が成立したのである。⁽²²⁾

が必要であった。一八七一年に制定された帰化法の要件と対比すると、居住要件が三年から五年、言語能力、そして移民の性質という三つの要件が追加されており、少し基準が厳しくなったと言える。

ところで男性と女性では婚姻により、法的地位が大きく異なる状況にあった。「英国臣民」の女性が外国人と結婚すると、その女性は「英国臣民」を喪失した。他方、男性は外国人と結婚しても英国臣民の地位を喪失することはなく、さらにその外国人女性や子供も「英国臣民」になれるという男性中心のシステムとなっていた。英国と植民地の関係

もその後、より平等な関係へと整備されていった。カナダやオーストラリアは英国君主に対する忠誠心で結び付いているが、それぞれ平等であることが一九二六年の『バルフォア報告』で確認された。これを法制化したものが「ウェストミンスター条例」(一九三一年)である。この条例では、自治領の議会が制定した法律を英国議会在が無効にすることができない、という重要な原則を確認した。

ところで帰化に関して、カナダでは人種差別は存在していたのだろうか。原則的には人種を根拠として帰化を否定することはなかったとされる。しかし、帰化の申請を受けてそれをどのように判断するかは連邦政府の排他的な権限であった。

米国では憲法修正第一四條(一八六八年)により、国内で生まれた人物であれば、連邦レベルの市民権を獲得し、同時に州レベルでの市民権も獲得できるようになった。これでいわゆる出生地主義の原則が確定したわけである。また憲法修正第一四條を受けて、奴隷解放後の一八七〇年の帰化法において(これまで認められていた白人に加え)「アフリカ生れおよびその子孫」の帰化も可能となった。ただし、中国人は一八八二年の「中国人排斥法」により、帰化できないことになった。一九〇六年の移民法改正では「白人とアフリカ生れおよびその子孫」以外の人々は帰化できないという原則が再び規定された。日系人而言えば、二世は出生地主義の原則から国籍を得ることができたが、一世は帰化できないことが続くことになった。これを不当として小澤孝雄が裁判に訴え、一九二二年、連邦最高裁は帰化不能と判決をくだした。その判決とは小澤が日本生れでもあり、また白人でもないということ(23)を理由としていた。

3 大英帝国から自立したカナダへ

一九四六年六月、「カナダ市民権法」(The Canadian Citizenship Act)が成立し、これまでとは異なる新しい視点が

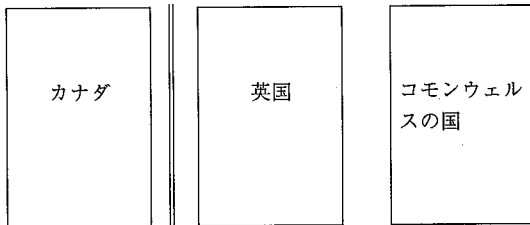
図2：カナダにおける国籍概念の歴史的展開

③ 1947年（カナダ）・1948（英国）から1977年



- ①カナダ市民 ←→
- ②英国臣民 ←→
- *カナダの市民権概念の新規導入
- *カナダの市民権が認められると、二次的・付随的に英国臣民として認められた
- (①と②が連動するが、区分した)

④ 1977年以降



- ①カナダ市民
- ②英国臣民 ←→
- *カナダ市民権と英国臣民を分離させた
- (①と②は連動しない)
- *英国臣民も通常の移民政策、帰化政策に従う
- (英国臣民に付与されていた特権が消滅した)

出典：筆者作成

らカナダの国籍を規定するようになった（ここでの「市民権」は国籍を意味していることを強調したい。施行は一九四七年一月一日²⁴）。これには対外的な理由と国内的な理由という二つの要因を指摘することができよう。

対外的には第二次世界大戦などを通して、カナダはカナダの存在を内外にアピールする必要性を認識するようになってきた。英国との関係を放棄したり無視するわけではないが、イギリス系カナダの政治家や指導者たちはカナダを英国の「二番煎じ」に甘んじることに批判的になってきたことを意味する。英国のものとは異なる何かカナダ独自の制度な

り、原則を確立することが必要となったわけである。

国内的には移民や国籍、そして帰化に関する規定が曖昧になってきており、これまでの法律では不十分ということが指摘されてきた。具体的にはこの事柄については三つの法律（移民法Ⅱ一九〇年、帰化法Ⅱ一九一四年、カナダ国籍法Ⅱ一九二一年）が存在していたが、それぞれ矛盾したり、不整合な部分が出てくるなどの問題があった。

そこで「英国臣民」ではなく、分かりやすいカナダ独自の国籍概念を導入することになった。しかし英国臣民の概念がすでにカナダの法制度に複雑に入り込んでおり、これを一挙に無効にしたり消滅させることが現実的ではなかった。また英国や他のコモンウェルスの国々との関係についても一定の配慮を示すことが必要であった。なぜカナダは英国や他のコモンウェルスの国々との歩調をあえて乱すような対応を取ったのだろうか。M・キングの自由党政権の有力閣僚であったP・マーティン(シニア)が興味深いエッセイを残している⁽²⁵⁾ので、それを紹介しておこう。かれは後に外務大臣(ピアンソン政権、一九六三年—六八年)にも就任した言わばリベラルで国際派の政治家であった。

第二次世界大戦が終了するころ、国際労働機関(ILO)の会議が一九四五年一月、ロンドンで開催された。会議の間にはカナダ兵と面談したり、あるいはフランスの激戦地であるディエップを訪問していた。カナダ軍はディエップにおいて相当な犠牲を払っていたが、戦没者の墓地にはカナダのシンボルはなく、他の国の国旗やシンボルが並ぶことにショックを受けたという。カナダに帰国後、マーティンはキング首相から国務大臣に任命され、「カナダ市民権法」を制定しようと決意した。野党の保守党は親英的なスタンスで知られていた⁽²⁶⁾ので、当然こうした改革案については反対であり、成立は容易ではなかった。他方、フランス系カナダのナショナルリストは英国臣民という概念から完全にカナダ市民を切り離すことを要求していた。マーティンによれば、二つの極端(英国よりの現状維持、フランス系カナダによる英国シンボルとの完全離脱)の妥協を図り、カナダ市民権法の成立に苦心したとされる。マーティンにすれば、英国との繋がりを強く示していた国旗の改革も次なる改革の対象であったが、ここでは省略したい。

一九四六年六月に成立した「カナダ市民権法」の第四条によれば、カナダの領土内に生まれれば自動的にカナダ人とするというシンブルな出生地主義を採用した。カナダにとってはこれは簡単な原理を明示したにすぎないが、英国やほかのコモンウェルスの国々からすれば少なからぬ影響を及ぼす恐れがあった。それは英国を軸とするコモンウェルスの

一体性を損なう可能性があつたためである。具体的には「英国臣民」であれば、二次的にカナダ人として認定される要件が存在していた。しかしカナダ市民権法第二六条は「カナダ人」であることを第一の要件とし、ついで「英国臣民」として認めるとした。言わば何を基本とするか、という前提を逆転させて英国臣民が二次的な要件となつたためである。もうひとつの意義として、女性が外国人と結婚すると英国臣民としての地位を失うが、男性が外国人と結婚しても失うことがない、という男女格差が存在していた点を是正したことにある。「カナダ市民権法」によれば、カナダ人女性が外国人と結婚してもカナダ国籍を喪失しない（英国臣民と国籍を切り離したため）という原則を確立した。⁽²⁶⁾

ところで国籍の取得はどのようにして可能になつたのだろうか。国籍の申請は連邦政府の窓口へ申込、そしていくつかの条件を満たすことが求められた。たとえば、性格が善なること、英語か仏語の言語能力、カナダに居住する意思、居住要件五年、そしてカナダ市民権についての適切な理解という五つの条件である。もしこれらの要件を満たしていれば、申請手続き、申請者の氏名の三ヶ月間にわたる公示、連邦警察による身元調査、そして判事による口頭試験（おもに言語能力の判定）⁽²⁷⁾などがおこなわれた。

当時の英国は労働党のアトリーが政権が担当していた。かれは英国中心のコモンウェルスのもとまりが崩れる危険性があり、カナダ政府の方針については批判的であつた。しかし、第二次世界大戦におけるカナダの国際的な貢献（食糧や物資の供給など）や国際関係の変化を見て、英国もまた国籍概念を変更させるような試みに取り組んだ。一九四八年、「国籍法」(The British Nationality Act) という新しい法律を制定し、コモンウェルス諸国の国籍概念を尊重しつつ、同時に英国も独自の方式を採用するといふいわば妥協の産物であつた。⁽²⁸⁾ただし、国境をこえた英国臣民の平等な権利は保持された。これまでは「英国臣民」をどこまで適用させるかがポイントであつたとすれば、一九四八年法では「コモンウェルス市民権」という新しい概念も登場した点にある。つまり、他のコモンウェルスの国もカナダと同じように自

前の国籍概念を規定しても良いが、同時にコモンウェルス市民として認める、というものである。カナダではまず「カナダ市民」と定義し、二次的にそれが「英国臣民」として（またコモンウェルス市民として）認められたが、これがオーストラリアなどでも行えるようになったのである。現実のところ、「英国臣民」も「コモンウェルス市民」も大きな差はないと思われるが、英国君主を否定し共和制へ転換したインドをコモンウェルスの仲間に止めるには、こうした用語の操作と変換が必要であったのである。

一九五〇年にはカナダ市民権法の一部が修正された⁽²⁹⁾。それはそれまで英領植民地であったニューファンドランドが一九四九年にカナダ連邦に一〇番目の州として加盟した。一九四九年までニューファンドランドの人々は英国臣民であったので、かれらをカナダ人として新しく迎える必要があった。また一九四八年、アイルランド共和国がコモンウェルスから離脱したが、これまでカナダではアイルランド系の人々も英国臣民として受け入れられてきた。そこでアイルランド系の人々も引き続きカナダで同じように受け入れることを可能にする法改正をおこなった。

ところで新しいカナダ市民権法が制定された当時、カナダに定住していた英国臣民はどのような権利を持ち得たのだろうか。まずかれらは英国臣民であったため、選挙権の行使ができ、また年金の申請も可能であった。ただし、五年間の居住要件を満たせば、カナダ人として認定されることになっていた。また一九四七年法もこうした人々が被害を受けることがないように配慮してあったので、英国臣民とカナダ人を切り離しても大きなダメージはなかったと言えよう。ただし、カナダ以外のコモンウェルスの国から来た英国臣民は、居住要件（五年）を満たしたうえで国籍の申請が必要である。英国臣民であっても、自動的にカナダ人となることはできないためである。

最終的にカナダが独自の国籍概念を確立するのは一九七七年であった。一九七七年には新しい「カナダ市民権法」

が成立し、英国臣民とカナダ人という二つの概念を完全に区分し、切り離した。言い換えれば、英国臣民であること、そしてカナダ人であることに関係がないとした。英国からの移民もこれ以降、もしカナダ人になりたいと希望すれば、他の移民たちと同じように帰化の申請をして、一定の要件を満たすことが必要になっていった。⁽³⁰⁾この場合、帰化の要件としてカナダへの合法的な入国と三年間の居住、カナダの政治制度に関する基本的理解、英語か仏語の理解力、犯罪歴などの無いことを要求していた。こうしてカナダ以外のコモンウェルスの国も同じような課題を抱えてきているが、カナダが時間をかけつつも独自の国籍の概念や制度を構築してきたことは評価されるだろう。また英国自身もアジアやフリカ諸国からの移民を受け入れることを余儀なくされ、英国臣民の概念もかなり修正を余儀なくされてきた。いわばグローバルゼーションの時代にあつて、やや時代錯誤的な国籍概念が英国本国でもカナダでも修正を重ねる努力をしてきたと言えよう。⁽³¹⁾

三 連邦国家における選挙権の実態―連邦と州のギャップ

1 連邦国家における選挙の仕組み

日本においては国籍と選挙権は事実上、連動しているので比較的議論はコンパクトに展開することが可能であろう。しかし、米国やカナダのような連邦国家では、連邦レベルの選挙権と州レベルの選挙権という二重の構造になっており、いささか複雑である。しかも同じ連邦制度を採用していても、米国とカナダでは選挙制度は異なっている。カナダとの対比という意味で米国の状況もごく簡単に紹介しておこう。

まず米国では建国当時から州政府の権限も強く、連邦政府の権限は連邦と州のバランスの上に成立していたと言えよう。例えば選挙制度はその代表的な事例である。連邦憲法では大統領、上院議員、そして下院議員の被選挙権を規定し

た。しかし、選挙権に関しては統一的な基準を設定することができず、一三の州の独自性を尊重する形で憲法には明示しない方法を採用した。したがって投票要件や年齢、そして人種などを含めそれぞれの州が決定していくことになった。さらに連邦レベルの選挙を実施する際、これは州政府の判断に委ねられた。具体的には「上院議員および下院議員の選挙を行う時、所および方法は各州においてその議会が定めるものとする」(第一条四節一項)という規定が盛り込まれた。大統領の選出についても、同じように州が定める方法によることが規定された(第二条一節二項)。

加えて大統領選挙が実施される場合、現在でも州ごとに様々なバリエーションが存在している。例えば、予備選挙という制度がある。これは政党内の複数の候補者からその州の候補者を一名に絞るといふ第一段階の選挙である。ついで第一段階で選ばれた政党ごとの候補者から選ぶという第二段階の選挙(政党間の選挙)があるのでいささか複雑である。まず第一段階の選挙として、予備選挙を行いその州の大統領候補を選ぶ州もあれば、党員が集まって討論・裁決のうえ候補者を選ぶ(党員集会と呼ぶ)州もある。最近では予備選挙を実施する州が多いが、この予備選挙も細かく見ればバリエーションが多い。有権者は事前に有権者登録をすることが必要であるがこの際、有権者は共和党なり民主党かの支持政党を意思表示することが求められる場合もある(閉鎖式登録と呼ぶ)。他方、有権者としての登録だけに止まり支持政党については意思表示することを求めない州もある(開放式登録)。閉鎖式登録の州ではすでに支持政党を確定しているの、有権者は共和党なり民主党なり、どちらかの政党の一つから候補者を選ぶ予備選挙に臨む。他方、開放式登録の州では、共和党、民主党、その他の政党から適宜、判断して相応しい候補者を選ぶと言う予備選挙に臨む。その後、各州では予備選挙なり党員集会で選ばれた政党の候補者を選ぶという第二段階の選挙が実施される。

被選挙権に関しては、時代の進展とともに次第に連邦レベルの基準を設定していくようになった。例えば南部の州においてはアフリカ系アメリカ人(黒人有権者)を選挙から排除することが良く見られた。そのため、修正第一三条(一

八六五年、奴隷制の廃止）や修正第一五条（一八七〇年、人種差別の禁止）において、アフリカ系アメリカ人の選挙権を全国的に確立していった。その後、女性には修正第十九条（一九二〇年）、投票年齢が不統一であったので修正第二六条（一九七一年）において一八歳と規定された。

カナダでも連邦制度をとるため、選挙制度は複雑な展開を遂げてきた。⁽³²⁾ 米国とはまた異なる制度や理念が存在している。たとえば理念としては、（不完全ながらも）連邦政府のイニシアティブで全国的なルールなり基準を設定しようとしてきた。しかし連邦政府は有権者名簿も持たないことから、事実上、これを州政府に委託することから出発した。のちに連邦政府が有権者名簿を作成するようになり、連邦選挙の主体も形式上と事実上、連邦政府が担うように変化していった。こうした変則的な制度でスタートしたが、結果としてアジア系など特定のエスニック集団が有権者から排除されるような事件が起こることとなった。

歴史的な展開について紹介しておこう。まず一八六七年の連邦結成にあたり、英領北アメリカ法第四条において、連邦政府が全国的な制度を定めるまで州政府が（州選挙だけでなく）連邦選挙を執行行なうと規定した。このため四つの州では個別の選挙制度が導入された。ただし例外的措置としてオンタリオ州の一つの選挙区では有権者資格を連邦政府が規定した（同法、四二条）。この例外となる選挙区（アルゴマ）での有権者資格は一定の財産要件、年齢二一歳以上、そして男性の英国臣民という三つであった。その他の選挙区では有権者資格を含め、州政府が決定するという⁽³³⁾になった。

州政府が連邦選挙の実務を担当することで、実は州ごとに有権者資格に差がでたり、特定のエスニック集団が排除されるという危険性ははらんでいた。実際のところ日本や中国からの移民を多く受け入れたBC州では、これらに人々の

選挙権を認めないという事態が一九世紀末に発生した。

一八八五年、連邦政府は「選挙有権者法」(The Electoral Franchise Act)を制定し、連邦政府主導の選挙を行うとした。⁽³⁴⁾有権者資格には大きな変化はなかったが、人口に占める有権者の比率は約二〇%と以前よりやや増加した。この時、注目されるのは、一八八五年法第二条において、有権者を規定する際、「インディアンを含む男性であるが、モンゴル系と中国系の男性を除く」とした。つまり、一部のアジア系の男性には連邦選挙における選挙権の行使が否定されたのである。一八八五年法が制定された背景について簡単に紹介しておこう。当時、連邦レベルでは保守党が政権を握ることが多かったが、州レベルでは(連邦では野党の)自由党が政権の座についているという状況であった。したがって連邦選挙が州政府の手により公正に行われるとしても、連邦政府(保守党)としては、可能な限り連邦政府のコントロールに置くことが望ましいということになる。こうした背後にある政治的な要因が大きいことも留意しておきたい。他方、自由党が連邦政府の政権を握れば、連邦選挙は州の手に委ねる、という方法が望ましいということになる。実際のところ、一八九六年にW・ローリエが自由党を勝利に導き、二年後の一八九八年には連邦選挙を州に委ねるという法改正を行った。こうして有権者資格などは州政府が決めるべき事柄となった。

ところで第一次世界大戦は有権者資格という点で興味深い変化を生み出した。⁽³⁵⁾連邦政府は戦争に従事した兵士や軍務についた関係者に選挙権を特別に認定したのである。具体的には連邦議会は「従軍兵士投票法」(The Military Voters' Act)と「戦時選挙法」(The Wartime Elections Act)という二つの法律を制定し、兵士や軍務についた関係者、そして兵士の妻や母にも選挙権を与えることになった。この結果、有権者資格を決定するのはこれまでは州政府であったが、軍人関係者だけには連邦政府が有権者資格を特別に認定するという二重構造が出てくることになった。女性に関しては、一九一八年に選挙権、そして一九一九年に被選挙権を認めた。

他方、連邦政府は第一次世界大戦でカナダにとり敵国となつた国（おもにドイツやオーストリア）出身のカナダ人の選挙権を剝奪する措置を取つた。⁽³⁶⁾ 加えてカナダにすでに入国していたが、国籍未取得のウクライナ人やドイツ人は戦時措置法（The War Measures Act）により、自動的に敵国人となり、強制収容の対象となつた。約八五〇〇名近い人々が収容されたといふ。⁽³⁷⁾ また連邦政府は良心的兵役拒否者（メノナイト派やデユカボーズ派）の選挙権も剝奪した。国民の主要なる義務となつた兵役を宗教的な理由から拒否したためである。

本章の冒頭でも述べたように、「英国臣民」の概念は国王への忠誠を尽くすことでその臣民は保護を受けるといふ關係にあつたが、同時に兵役を務めるといふ重大な義務を担うことで軍人や軍人の妻も選挙権を行使できるといふ恩恵に恵まれたのである。他方、敵国人には強制収容や選挙権の剝奪といふ鞭が用意されていた。

一九二〇年、連邦政府は「ドミニオン選挙法」(The Dominion Elections Act) を制定し、連邦政府が州政府に代わり全国的にまとまりのある選挙制度を導入することになつた。⁽³⁸⁾ これにより男性にも女性にも普通選挙権が与えられたことを意味した。有権者として投票できるのは年齢二二歳以上、出生か帰化による英国臣民、一二月の居住といふ三つの要件（同法第二九条一項）を満たすことができるカナダ人となつた。これにより、カナダ人口のほぼ半数に該当する約四四〇万人が政治的発言力を確保した。他方、有権者としての資格をもたない人々をドミニオン選挙法の第三〇条において明示した。それらは連邦政府が任命した判事や選挙関係者などであるが、加えて人種性を理由に州レベルでの選挙権を行使できない人々（同法第三〇条一項g）は連邦選挙からも排除されることになつた。BC州政府はすでにアジア系の人々の選挙権を剝奪していたので、オタワへ送る下院議員の選挙にも参加できないことになつた。

州レベルの普通選挙制度（男性）の導入は連邦とほぼ同じである。⁽³⁹⁾ 州ごとに見ると、一八八八年（オンタリオ、マニトバ）、一八七六年（ブリティッシュ・コロンビア、以下BCと省略）、一九一六年（ニュー・ブランズウィック）、一九二〇年（ノバ・スコシア）、一九二二年（プリンス・エドワード島）、一九三六年（ケベック）である。女性の選挙権については、当然、州により異なるが興味深い歴史的背景がある。まず一七九一年から一八四九年まで、性別に関わりなく一定の財産要件を満たしていれば投票可能であった。そのため、女性でも財産があれば、投票することができたと言われる。一七九一年に制定された「立憲条例」（あるいはカナダ法）は、英領植民地の一つであるケベック植民地を二つに分割したものである。ところが一八四九年には女性の投票権が否定され、政治の舞台からしばらく姿を消すことになった。先に述べたように、一八六七七年の英領北アメリカ法（第四条）は引き続き、女性の選挙権を否定していった。第一次世界大戦を遂行するプロセスで一九一七年、連邦政府は兵士の妻などには特別に選挙権を付与することを決定した。ついで翌年の一九一八年にはすべての女性に選挙権を認めた。州レベルで見れば、西部平原の三州ではすでに一九一六年に女性の選挙権を認めていた。これに続くのがオンタリオとBC（ともに一九一七年）。東部沿海部の州では少し遅れてこれを承認している。ケベックについては比較的遅いことが注目される。当時の閉鎖的で保守的なケベック政治の性質を考れば、やむを得ない遅れだったかもしれない。

その後の選挙権の動向について簡単に紹介しておこう。⁽⁴⁰⁾ まず連邦レベルで選挙権を否定されていた人々にも障害が取り除かれてきた。日系カナダ人には一九四八年、イヌイットには一九五〇年、インディアンには一九六〇年にそれぞれ連邦レベルでの選挙権が確立した。

最近の動向としてはまず投票年齢の変化がある。一九二〇年から一九六九年まで二二歳以上であったが、一九六九年以降は一八歳へと引き下げられた。また一九七五年の段階で英国臣民でありつつも、カナダの市民権を獲得していなか

った人物はそれ以降、選挙権を失うことになった。また一九八二年憲法の成立以降、権利の平等性という観点から裁判官の選挙権が認められ、一九八八年以降、投票できるようになった。加えて囚人たちの選挙権に関する裁判もあり、連邦最高裁は一九九三年五月に囚人も投票できるという判決を下した。また有権者名簿の作成については、一九九三年まで選挙の度に作成していた。カナダでは地方自治体が連邦政府のために恒常的に有権者名簿を作成し管理することがない。そのため、連邦政府は（州政府や自治体の名簿を借用しないで）、自力で作成してきたのである。これは州政府や自治体の名簿を借用する事は可能であるが、選挙の時期が異なり正確さについて問題もあり、また選挙区のサイズや範囲も異なるので、すぐには連邦選挙に使えない事情による。しかし、選挙の度に有権者名簿を作成するのも繁雑であり、コストや時間もかかることは明白であった。それで一九九七年の総選挙以降、有権者名簿を作成し、以後は調整するという永久名簿を作成するという方法へ切り替えた。

2 日系カナダ人の選挙権

日系人はどのような状況だったのであろうか。これも複雑な展開をしているので、表1を参照しながら説明したい。⁽⁴⁾まず地域としてはアジアからの移民が多く渡ったBC州に限定しておこう。先に述べたように連邦選挙の実施にあたり、選挙行政の主体が「州―連邦―州―連邦」というように交替してきた。この変化が日系人を含め選挙権の付与や剥奪というイレギュラーな体験を強いられることになったと思われる。連邦憲法となる英領北アメリカ法の第四一条に従い、連邦選挙も州政府に代行してもらうことが確定した。BC州政府は一八七一年、「有権者登録法」(The Qualification and Registration of Voters Act)を制定し、有権者資格を確定した。つまり、男性、年齢二一歳以上、文字が読めること、六ヶ月の居住、一定の財産要件、そして出生による英国臣民という六つの要件を満たしていればこの州の選挙

表 1：連邦選挙と BC 州選挙の関係

時期	連邦選挙の主体	重要な事柄・事件
1867	州政府	BNA 法第41条（連邦選挙の実施は当面、州政府とする）
1871		BC のカナダ連邦への加入
1874		BC 州議会、中国系と先住民の人々の参政権を剝奪
1885	連邦政府	連邦「選挙有権者法」第 2 条、モンゴル系と中国系の男性の選挙権を否定
1895		BC 州議会、日系の人々の選挙権を剝奪
1898	州政府	連邦「選挙有権者法」の改正、第 6 条 (州で選挙権が否定されていれば連邦の選挙権もない)
1900		ホンマ事件 I (BC 州地裁)、ホンマ勝利
1901		ホンマ事件 II (BC 州最高裁)、ホンマ勝利
1902		ホンマ事件 III (枢密院司法委員会)、ホンマ敗北
1907		BC 州議会、ヒンドゥ系 (インド系) の人々の選挙権を剝奪
1917	(連邦政府)	連邦「従軍兵士投票法」および「戦時選挙法」の成立 (兵士だけに選挙権を連邦政府が認定、また兵士の妻や母にも特別に付与)
1920	連邦政府	連邦「ドミニオン選挙法」の制定 (州選挙における選挙資格を連邦選挙の資格とする) (有権者名簿は1929年まで州政府が作成した)
1929		連邦政府が有権者名簿を作成開始した
1931		BC 州議会、第一次世界大戦に従軍した日系兵士に選挙権を付与
1945		BC 州議会、第二次世界大戦で兵役を務めた日系・中国系・ヒンドゥ系・先住民 (インディアン) の兵士に選挙権を付与
1947		BC 州議会、中国系とヒンドゥ系 (インド系) の人々に選挙権を付与
1948		連邦議会、日系の人々に選挙権を付与
1949		BC 州議会、日系とインド系の人々に選挙権を付与

出典：筆者作成（ただし *An Electoral History of British Columbia, 1871-1986*, BC Legislative Assembly, 1988. も参照した）

(そして連邦の選挙も)において選挙権を行使できることになった。注目しておくべきは、英国臣民は帰化によるものは排除されていることであり、外国からの移民や帰化した人々を当初から排除する前提があったのだろうか。ついで一八七四年には「有権者登録法」を改正し、中国系や先住民(Native Indians)の選挙権を否定した。BC州のアジア系の人々への迫害が次第に現実のものとなつて行く。⁽⁴²⁾また弁護士や薬剤師などの特定の職業に就くには、州の有権者であることが規定されていたという。このため、アジア系の人々は選挙権を行使できないだけでなく、専門的な職業に就くことが事実不可能になつていった。⁽⁴³⁾

表2：BC州における選挙権の剝奪

剝奪された集団	選挙権の剝奪	選挙権の復活
中国系	1874	1947
先住民	1874	1949
日系	1895	1949
ヒンドゥ系(インド系)	1907	1947
デッカポーズ系*	1931	1952
メノナイト系*	1931	1948
ハタライト系*	1931	1948

*選挙法改正により、兵役を忌避した特定の宗教の人々の選挙権を剝奪。ただし1931年改正はデッカポーズ系のみを明示。

出典：An Electoral History of British Columbia, 1871-1986, BC Legislative Assembly, 1988, p. 530.

ついで一八八五年、連邦選挙を州政府から連邦政府が担当することになったが、「有権者登録法」(第二条)により先住民は排除されないが、モンゴル系と中国系の男性の選挙権を明示的に否定した。また一八九五年にはBC州政府は日系人の選挙権を剝奪した。その後、インドからの移民が増大したため、ヒンドゥ系の人々の選挙権もBC州議会は剝奪した。当時、インド大陸からの移民を本来は東インド人と呼ぶべきであろうが用語としてはヒンドゥ系が採用されたという。またBC州の白人多数派にとり、一九世紀末、最大の脅威は中国系であり、ついで二番目の脅威が日系であったとされる。⁽⁴⁴⁾同じアジア系でもインドからの移民は数も少なく、排除の対象となるのが少し遅れることになる。いずれにせよ、アジア系の移民をターゲットとした人種差別的な措置が取られたわけである(表2)。

一八九八年には連邦政府がドミニオン選挙法を改正し、選挙行政をまた州

政府に委託することが確定した。この時、州レベルでの選挙権の有無がそのまま連邦選挙での選挙権の有無につながる、という原則を明示していた。選挙行政を州に委託した以上、選挙権の内容も州政府のものが優先されるのは当然となる。結果として、州レベルの選挙で投票できない日系や中国系の人々はこれ以降、連邦レベルの選挙でも投票できない、という不幸な事態を迎えることになった。

こうした状況の中で一人の人物がこれにチャレンジしていく。この人物は本間留吉（現地ではトミー・ホンマと呼ばれた）であり、一八九八年、行動を開始した。⁽⁴⁵⁾ 本間の主張は連邦政府により帰化を認められた元移民（彼はすでに英国臣民であった）も他のカナダ人と同じような投票の権利が認められるべきとし、州レベルでの選挙も行使できるはずとした。BC州の裁判所での判決は二回（一九〇〇年、一九〇一年）とも本間の主張を支持し、州による差別的な措置の是正を求めた。しかし、この判決に不満とする州政府側は英国枢密院司法委員会へアピールした。当時、カナダには連邦最高裁は存在していたが、カナダなどの自治領からの訴訟を受け付ける最終審判を下す窓口として英国枢密院司法委員会が機能していたのである。一九〇二年、司法委員会はBC州政府に軍配を上げる判定をくだした。たとえば、選挙権の付与については州が判断すべき事柄であり、本間の主張を聞き入れることがないとした。

その後、第一次世界大戦が勃発するとカナダもこれに関係していく。⁽⁴⁶⁾ 具体的にはカナダから兵士をヨーロッパ戦線に送り、カナダの主体的な役割を果たす事になる。BCやアルバータからも一九一七年には二〇〇名近い日系人が志願兵としてヨーロッパへ派遣された。日系兵士の数は少なかったとしても、大きな犠牲を払ったとされる。戦争終了後、先に述べたように連邦政府は「従軍兵士投票法」により兵役を務めたカナダ人には特別に選挙権を認めるとした。文字通り、これがそのまま適用されるなら、日系カナダ人の兵士たちにも選挙権が付与されるはずであった。しかしながら、高村宏子によると、一九二〇年に成立したドミニオン選挙法では「州レベルの選挙において投票資格のない者は国政選

挙における参政権を失う、と規定した」という。これは先に述べたところと（同法第三〇条一項g）と重なるところと思われる。この規定が盛り込まれた背景にはBC州における排日感情とBC州議会からカナダ下院への働きかけがあったためと高村は指摘している。この結果、日系カナダ人たちが連邦レベルでの選挙権を獲得するのは第二次世界大戦後の一九四八年まで待たねばならないことになる。

他方、BC州議会は良心的兵役拒否者についても選挙権を一九三一年に剝奪した⁽⁴⁷⁾。州選挙法の改正をおこない、兵役につかないデュカボーズの人々には選挙権を否定した。また条文にはデュカボーズと明示していたが、同時に兵役を拒否する他の宗派に属する人々（メノナイト、ハタライト）の選挙権も否定された。かれらの権利が復活するのは一九四八年（メノナイト、ハタライト）と一九五二年（デュカボーズ）である。志願兵として功績を残した日系人たち（日系人帰還兵士に限定）はその後も活動を続け、一九三一年の州選挙法の改正にあたり、州レベルでの選挙権を行使できることになった⁽⁴⁸⁾。国家への忠誠や貢献という点でBC州における選挙権の付与（日系カナダ人）と剝奪（良心的兵役拒否者）はまさに対照的な事例と言えるだろう。

四 国籍と選挙権—まとめ

カナダにおける独自の国籍概念は英国の植民地として発展してきた歴史的理由が大きい。また単純な英国の延長にある植民地としてではなく、英国や他の白人自治領政府との関係から、英国臣民の適用範囲が時代とともに調整されてきた。いわば英国臣民の汎用性についてのテクニカルな議論が行われてきた。英国においては一八四七年、一八七〇年、そして一九一四年に法律の制定や改正が行われてきた。カナダでは他方、英国に言わば従属するような国籍概念を見直す作業が行われ、一九四七年から「カナダ市民権法」がスタートした。ただし、これは完全に英国臣民の概念や地位を

放棄したのではなく、カナダ人としての地位が認められれば、付随的に英国臣民としても認めるという妥協の産物であった。しかし一九七七年に「カナダ市民権法」を改正し、英国臣民という概念は完全に切り離され、英国人も他の移民と同じように移民や帰化の手続きを取ることが必要になった。

ところで英国臣民になるということは英国君主が支配する領土に住み、その権威や支配を受け入れることにある。それにより、臣民は君主からの保護を受けるといふ関係に置かれていた。カナダでは第一次世界大戦時には、兵役を拒否するような人々については選挙権を剝奪したり、また戦争に兵士として貢献する国民には特別に選挙権を付与するような対応をとってきた。国籍と連動して臣民の義務が選挙権を左右した事例と考えて良いだろう。

カナダにおける選挙の仕組みは複雑であった。連邦結成時には当面の間は選挙行政や有権者の確定も含め州政府が担当し、全国的な有権者資格などは設定されなかった。一八八五年には連邦政府が選挙行政をすべて担当することになったが、やや不完全なものにとどまっていた。また一八九八年には再び州政府に連邦選挙の業務を委託することになった。そして一九二九年からは基本的に連邦政府が連邦選挙を担うという体制に落ち着いた。これ以降、連邦政府は選挙行政の改善に努力していると言えよう。時代の変化とともに、またエスニック・マイノリティの政治的発言力の増大とともに選挙や政治の姿も変化するという点も指摘しておこう。

さてBC州は一九世紀末から二〇世紀初頭において、アジア系の人々に対して厳しい人種差別的な対応を取ってきた。最後にBC州の政治とマイノリティについて紹介して本論を終えることにしたい。一九五六年の連邦下院補欠選挙において、中国系カナダ人が保守党候補として立候補して初めて当選している。また一九八六年と三〇年後になるが、インド系カナダ人が連邦下院の選挙で当選している。州レベルでもアジア系の議員が当選してきているが、特筆すべきは

U・ドサーンジュ議員 (Ujal Dosanjh) である⁽⁴⁹⁾。かれは一九六八年、(英国で四年間過ごしたあと) 移民として二一歳の時に家族とともにカナダへ渡った。その後ブリティッシュ・コロンビア大学のロースクールで学び、弁護士となり、人權擁護の活動家として活躍した。一九九一年、BC州議會議員選挙に穏健な社会主義政党であるNDP所属の候補として当選。一九九六年から二〇〇〇年までBC州政府法務大臣に就任。また二〇〇〇年一月から二〇〇一年五月まで短期間であったがBC州の首相として活躍した。一時は政界を引退したが、二〇〇四年六月には連邦自由党所属の連邦下院議員として立候補し、初当選した。BC州での行政手腕を評価したためか、P・マーティン二世首相(先に紹介したP・マーティンの息子)はドサーンジュ議員を初当選ながらも連邦厚生大臣に任命した。二〇〇六年二月までの期間、彼は厚生大臣として相当な実績を残したとされる。二〇〇六年と二〇〇八年の連邦総選挙では、それまで与党であった自由党は野党に転落し保守党に政権を譲り渡したが、ドサーンジュ議員は議席を保持してきている。

敵しい人種差別を行ったBC州の政治や人々が過去には存在していたが、多文化社会へ転換するにつれて、インド系の州首相、そして中国系カナダ人の副総督(D・ラム、任期は一九八八年から一九九五年)を受け入れるような変化が生まれたことは大きいと言えよう。

* 本論の概要は一九九九年五月、千葉県木更津にて開催された国際政治学会(分科会・アメリカ政治外交III)にて報告したものである。ここではその後の展開や研究成果をフォローしてまとめてある。なお、執筆にあたり、高村宏子教授(東洋学園大学)、原口邦紘氏(外務省外交史料館)、細川道久教授(鹿児島大学)よりアドバイスを貴重な史料をご提供いただいた。三氏には改めてお礼申し上げます。

(1) 代表的なものを紹介して置く。W. R. Brubaker, ed., *Immigration and the Politics of Citizenship in Europe and North America*,

- Lanham: University Press of America, 1989; J. H. Kettner, *The Development of American Citizenship, 1608-1870*, Chapel Hill: The University of North Carolina Press, 1978. 高佐智美「アメリカにおける市民権」、『勤草書房』二〇〇三年。松本悠子「創られる国民と他者」、『東京大学出版会』二〇〇七年。
- (2) Reiko Karatani, *Defining British Citizenship*, London: Frank Cass, 2003. 飯笹佐代子「『シナイスマンシップ』と多文化国家—オーストラリアから読み解く」、『日本経済評論社』二〇〇七年。なおカナダにおける先住民の法的な地位や参政権については筆者がすでに別のところでもまとめているので、この論文では触れないこととした。加藤晋章「近代国民国家と先住民—異邦人と市民の間」、『初瀬龍平編』『シナイスマンシップと多文化主義』、『同文館』一九九六年、二二三—二五五頁。
- (3) Karatani, *Defining British Citizenship*, p. 17; W. J. Lindal, *Canadian Citizenship and our Wider Loyalties*, Winnipeg: Canada Press Club, 1946, p. 102. なお日本語ではヒュースンは「定住外国人」と一般的に訳されている。「定住外国人」、『世界民族問題事典』、『平凡社』一九九五年、七四九—七五〇頁。
- (4) 最近ではカナダでもシナイスマンシップに関する研究が刊行されるようになってきた。W. Kaplan, ed., *Belonging: The Meaning and Future of Canadian Citizenship*, Montreal: McGill-Queen's University Press, 1993; R. Adamski, D. E. Chunn and R. Menzies, eds, *Contesting Canadian Citizenship: Historical Readings*, Peterborough: Broadview Press, 2002; Y. M. Hebert, ed., *Citizenship in Transformation in Canada*, Toronto: University of Toronto Press, 2002; P. Boyer, L. Cardinal and D. Heaton, eds, *From Subjects to Citizens*, Ottawa: University of Ottawa Press, 2004; Jane Jenson, "Fated to Live in Interesting Times: Canada's Changing Citizenship Regimes", *Canadian Journal of Political Science*, Vol. XXX, No. 4, December 1997, pp. 627-644.
- (5) P. E. トルナー「連邦主義の思想と構造」(田中浩・加藤晋章訳)、『御茶の水書房』一九九五年。加藤晋章「カナダ連邦政治」、『東京大学出版会』二〇〇二年、一章—三章参照。
- (6) 飯野正子「日系カナダ人の歴史」、『東京大学出版会』一九九七年、一二—一頁。飯野正子「カナダとアメリカにおける日系人の地位の違い」、『三輪公忠編著』『日米危機の起源と排日移民法』、『論創社』一九九七年、五五四頁—五八五頁。
- (7) 高村宏子「北米マイノリティアと市民権」、『ネルヴァ書房』二〇〇九年。
- (8) W. Kymlicka, *Multicultural Citizenship: A Liberal Theory of Minority Rights*, Oxford: Clarendon Press, 1995; W. Kymlicka and W. Norman, *Citizenship in Diverse Societies*, Oxford: Oxford University Press, 2000; W. Kymlicka, *Politics in the Vernacular*, Oxford: Oxford University Press, 2001. ウェン・キトリック「多文化時代の市民権」(角田猛彦・石山文彦・山崎康任監訳)、『晃洋書房』一九九八年。
- (9) 「国籍」、『世界民族問題事典』、『平凡社』一九九五年、四二—四二三頁。「市民権」、『同書』五〇七—五〇八頁。飯笹佐代子、「シ

- 「エス・エム・エム」と多文化國家』一〇一—一六頁。高村法子、『北米インリタメント市民権』二一—一七頁。
- (10) 次の資料を参照した。"Aliens", *The Encyclopedia of Canada*, Vol. 1, Toronto: University Associations of Canada, 1935, pp. 43-53; "Immigration", *Encyclopedia Canadiana*, Vol. 5, Toronto: Grolier, 1968, pp. 230-239; "British Subject", *Encyclopedia Canadiana*, Vol. 2, Toronto: Grolier, 1968, p. 109.
- (11) 米国からのマンニー・カナダへの移住者の帰化とかれらの権利を述べ、一八二〇年代には大きな政治的論争となった。木野淳子、『一八二〇年代のメレンスに見る外国人論争とマンニー・カナダ植民地住民』、『カナダ研究年報』第二二号、二〇〇一年、三九—五九頁。
- (12) "Aliens", *The Encyclopedia of Canada*, p. 45.
- (13) BNA法の解釈とインリタメント。次を参照した。B. Reesor, *The Canadian Constitution in Historical Perspective*, Scarborough: Prentice-Hall, 1992, p. 224, and pp. 250-251. 連邦結成当時の状況とインリタメントを参照。Lindal, *Canadian Citizenship and our Wider Loyalties*, pp. 103-104.
- (14) J. W. St. G. Walker, *Race, Right, and the Law in the Supreme Court of Canada*, Wilfrid Laurier University Press, 1997, pp. 76-77; R. J. Sharpe, "Citizenship, the Constitution Act, 1867, and the Charter", in W. Kaplan, ed., *Belonging*, pp. 220-244. 高村宏子、『北米インリタメント市民権』六三頁—六七頁。
- (15) Rees Ueda, "Naturalization and Citizenship" in *Harvard Encyclopedia of American Ethnic Groups*, Cambridge: Harvard University Press, 1980, p. 734-748.
- (16) "Aliens", *The Encyclopedia of Canada*, p. 50.
- (17) "Immigration", *Encyclopedia Canadiana*, p. 238.
- (18) 伊豫谷登士翁、「不法移民と雇用主罰則規定」、『世界民族問題事典』、平凡社、一九九五年、一三七頁。およびJ・トビー、『インポートの発明』(藤川隆男監訳)、法政大学出版局、二〇〇八年も参照。
- (19) 柳下宙子、「戦前期の旅券の変遷」、『外交史料館報』、第一二二号、一九九八年、三一—五九頁。また、飯野は日本政府による北米移民への旅券交付の記録をまとめており、県もこうした業務に関係していたことが伺える。飯野正子、『日系カナダ人の歴史』、六一—七頁。
- (20) 飯野正子、『日系カナダ人の歴史』、第二章、および九—一九六頁。"Immigration", *Encyclopedia Canadiana*, p. 239.
- (21) "Aliens", *The Encyclopedia of Canada*, p. 50.
- (22) Karatani, *Defining British Citizenship*, p. 100, Footnote 53. 英国からの自治領への移民政策に関しては次を参照。田中俊弘、「移

- 民による帝国強化の試み一九二二年帝国移民法とカナダ』、『カナダ研究年報』第二十六号、二〇〇六年、五九―七三頁。細川道久、「大戦間期カナダにおける『白人』移民の選別』、『カナダ研究年報』第二十六号、二〇〇六年、一〇三―一〇九頁。
- (33) Ueda, "Naturalization and Citizenship", pp. 740-743.
- (34) Lindal, *Canadian Citizenship and our Wider Loyalties*, pp. 100-106; The Department of Trade and Commerce, Dominion Bureau of Statistics, *The Canada Yearbook, 1948-49*, Ottawa: King's Printer, 1949, pp. 1178-1184; "Canadian Citizenship", *The Encyclopedia of Canada*, Vol. 2, pp. 388-390; The Department of Trade and Commerce, Dominion Bureau of Statistics, *Canada 1949: Official Handbook*, Ottawa: King's Printer, 1949, pp. 29-33.
- (35) Paul Martin, "Citizenship and the People's World", in W. Kaplan, ed., *Belonging*, pp. 64-78.
- (36) Lindal, *Canadian Citizenship and our Wider Loyalties*, pp. 107-116, and pp. 117-126.
- (37) Dominion Bureau of Statistics, *Canada 1949*, p. 30; Lindal, *Canadian Citizenship and our Wider Loyalties*, pp. 140-142.
- (38) Karatani, *Defining British Citizenship*, pp. 113-120.
- (39) Lindal, *Canadian Citizenship and our Wider Loyalties*, pp. 137-146; J. Patrick Boyer, *Political Rights: The Legal Framework of Elections in Canada*, Toronto: Butterworth, 1981, pp. 312-315.
- (40) Statistics Canada, *Canada Yearbook, 1978-79*, Ottawa: Supply and Services, 1978, p. 153.
- (41) L. Fransman, *Fransman's British Nationality Law*, London: Fourmat, 1989, p. 209; K. Paul, *Whitewashing Britain*, Ithaca: Cornell University Press, 1997.
- (42) カナダの選挙制度の概略については次を参照。加藤晋草、「カナダ連邦政治』」第5章(選挙制度の仕組みと連邦政治)。T. H. Qualter, *The Election Process in Canada*, Toronto: McGraw-Hill, 1970。
また細川道久は主要な連邦選挙に関する連邦法を日本に紹介している。「カナダ選挙・市民権関係史料(連邦レベル)」、『人文学科論集』(鹿児島大学法文学部)、第六〇号、二〇〇七年二月、八五―一〇八頁。「カナダ選挙・市民権関係史料(連邦レベル)」、『補遺』、『人文学科論集』(鹿児島大学法文学部)、第六七号、二〇〇八年二月、五七―七〇頁。
- (43) Reesor, *The Canadian Constitution in Historical Perspective*, pp. 173-174.
- (44) K. Archer, R. Knopf, R. Gibbins, and L. Pal, eds., *Parameters of Power*, Toronto: Nelson, 1995, p. 385; Qualter, *The Election Process in Canada*, Chapter 1; R. M. Dawson (revised by Norman Ward), *The Government of Canada*, 5th Edition, Toronto: University of Toronto Press, 1970, pp. 320-322.
- (45) 高村宏子、「北米マイノリティと市民権』」第二章。

- (36) Dawson, *The Government of Canada*, pp. 320-322.
- (37) O. W. Gerus and J. E. Rea, *The Ukrainians in Canada*, Ottawa: Canadian Historical Association, 1985, p. 11; "Ukrainians", *Canadian Encyclopedia*, Second Edition, Edmonton: Hurtig, 1988, p. 2208; D. H. Avery and J. K. Fedorowics, *The Poles in Canada*, Ottawa: Canadian Historical Association, 1982, p. 10.
- (38) *Ibid.*, p. 322.
- (39) A. Anstett and T. Qualter, "Election Systems" in D. J. Bellamy, J. H. Pammett, and D. C. Rowat, eds., *The Provincial Political Systems*, Toronto: Methuen, 1976, pp. 147-160; Elections Canada, *Fact Sheet: Canadian Women and the Vote*, Ottawa: Election Canada, 1997.
- (40) Dawson, *The Government of Canada*, pp. 320-322.
- (41) 年表を作成するに於て州選挙中、州議会区書館を作成した報告書 (*An Electoral History of BC, 1871-1986*, 1988) から有様なホータナを入手したのである。その「Statutory History of Election Law in BC, 1871-1986」(pp. 510-520) で、その「Disenfranchised Groups」(p. 530)°。また細川道入はBC州の選挙権や市民権に関する代表的な州法を日本に紹介している。「カナダ選挙・市民権関係辞書 (ソシヤリズム・ロンドン州)」『人文科学論集』(鹿児島大学法文学部) 第六十六号、二〇〇七年七月、五七—八一頁。
- (42) "Statutory History of Election Law in BC, 1871-1986", p. 511. なげタンとロイの文脈では剣撃やまた年を一八七二年と記述するが、そのBC州選挙中、州議会区書館が作成した報告書を優先した。 J. Tan and P. E. Roy, *The Chinese in Canada*, Ottawa: Canadian Historical Association, p. 7.
- (43) Ken Adachi, *The Enemy That Never Was: A History the Japanese Canadians*, Toronto: McClelland and Stewart, 1991, p. 52.
- (44) Hugh Johnston, *The East Indians in Canada*, Ottawa: Canadian Historical Association, 1984, pp. 10-11.
- (45) 高村宏子『北米インディアンと市民権』、六三—六七頁。小山茂寿『本間留吉翁の生涯』、岡田フシムト、一九九五年。
- (46) 高村宏子『北米インディアンと市民権』、六七—八四頁。
- (47) *An Electoral History of BC, 1871-1986*, p. 530, and pp. 533-534.
- (48) 高村宏子『北米インディアンと市民権』、八四—八九頁。 *An Electoral History of BC, 1871-1986*, p. 517; Carole F. Lee, "The Road to Enfranchisement: Chinese and Japanese in British Columbia", *BC Studies*, Vol. 30, Summer 1976, pp. 44-76.
- (49) エサーンシキ氏のキャラクターは本人のサイトから入手した(二〇〇九年九月七日アクセス)。
http://www.ujialdosanjh.ca/About_Ujial.aspx; 最近ではエスニック・インディアン

リテイの政治家が登場するようになってきている。次の研究がその点で参考となる。C. Andrew, J. Biles, M. Semiatycki, and E. Tolley, eds., *Electing A Diverse Canada: The Representation of Immigrants, Minorities and Women*, Vancouver: UBC Press, 2008.